

家計管理・生活設計のツボ

第11回

確定申告で、納め過ぎた税金の還付を受けよう

今年も、確定申告の季節。「会社員だから関係ない」と思っていませんか？ 確定申告をする義務のない人でも、医療費が多くかかったり、年の途中で退職した場合など確定申告をすることで納め過ぎた税金が戻ってくるのです。面倒くさがらずに、ぜひ積極的に活用しましょう。

- 👉 **ツボ1** 多額の医療費や特定の寄附など、年末調整で対応できない支出をチェック！
- 👉 **ツボ2** 申告書はインターネット経由でも簡単に作成可能
- 👉 **ツボ3** 寄附金控除でお金の使い方を考える

確定申告することで税金が戻ってくる

街のあちこちで見かける確定申告のポスターを「自分には関係がない」ものとして見ている会社員やパート勤めの皆さん、確定申告をした方がいい場合があることをご存知ですか。

「えっ？ 確定申告って自営業の人が税金を納めるための手続きでは？」と思っている人もいるかもしれません。もちろん、勤め先から給料やボーナスなどを貰っている人（給与所得者）の多くは、税金を支払うために確定申告をする義務はありません。源泉徴収制度といって、毎月の給料などを受け取ることに、その額に応じて税金が天引きされて国に納められているからです。また、その年の最後の給料が支払われる際に、その年に支払うべき税金額とこれまでに天引きされた税金額とを比較して過不足も清算（年末調整）されます。多くの場合はこれで納税完了なのですが、一定の条件を満たせば、確定申告することで納めた税金が戻ってくるのです。さて、皆さんは、所得税をい

くら支払わなければならないか（税額）、その計算の仕方をご存知ですか。通常は、①1年間のすべての所得から②所得控除額を差し引いた残りの金額（課税所得）に③税率を掛けて計算します（図表1）。この計算方法から、②の所得控除額が多いほど、税金の額は小さくなるのが分かるでしょう。

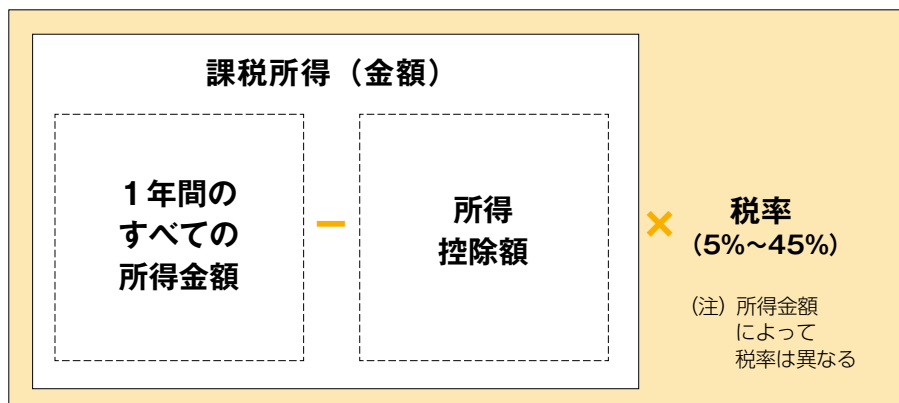
この所得控除が受けられる条件はあらかじめ決まっています、年末調整の手続きで控除を受けられるものと、税務署に確定申告書を提出しないと控除を受けられないものがあります。ですから、例えば、生命保険料控除などは年末調整で所得控除が受けられますが、医療費の支出が多額になったなど、図表2に該当する場合は、確定申告をすることによって、税金が戻ってくる場合があります。

ちなみに、所得税を戻してもらうために行う確定申告を還付申告ということがあります。

申告書の作成は、インターネットで行うと簡単

確定申告で税金が戻ってくることは知っていたけれど、手続

【図表1】 所得税額の計算式



きが面倒そうやっていなかったという人もいるかもしれません。たしかに、税金に関する手続きには面倒なイメージがあります。でも、国税庁のサイトにある「確定申告書等作成コーナー」にアクセスすると、画面の案内に沿って源泉徴収票と領収書などの必要書類から必要事

【図表2】 給与所得者が確定申告することで所得控除を受けられる主なケースと必要書類

主なケース		申告に必要なもの
年の途中で退職し、年末調整していない場合	前年に中途退職し、再就職していないなどで年末調整を受けていない場合は、源泉徴収されている税金のうち、払い過ぎた分が還付される。	退職した勤務先から交付される源泉徴収票
多額の医療費を払った場合 (医療費控除)	10万円を超える医療費を支払ったとき、10万円を超えた部分が控除の対象になる。この医療費は生計を一にする家族や親族の分も合算できる。ただし、健康保険などから支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金や保険金から補填された分は差し引く必要がある。	医療費の領収書
災害や盗難にあった場合 (雑損控除)	住宅や家財など生活に必要な資産が被害にあった場合、所定の計算によって出された損害額が控除の対象になる。詳しい計算や認められる範囲などについては税務署に相談してください。	源泉徴収票・災害などに関連したやむを得ない支出の領収証
特定の寄附をした場合 (寄附金控除)	2000円以上の寄附をすると、2000円を超えた部分が所得控除の対象になる。控除対象となる寄附金は、「国に対する寄附」、「ふるさと納税など地方団体に対する寄附」、「日本赤十字社への募金、オリンピックの開催などの指定寄附金」、「認定NPO法人への寄附」など、税法で規定された「特定寄附金」であることが条件。分からないときは、寄附先に問い合わせれば確認できる。	寄附金の領収書 ※「ふるさと納税」については、平成27年4月1日以降の寄附については、寄附先が5カ所以内の場合、寄附先の自治体に申請書を提出すれば確定申告は不要になった。

項を入力していくだけで、自動的に計算が行われ申告書を作成することができま
す。あとは、この申告書を印刷して、税務署に郵送するだけ（持参して提出することも可能です）。
また、電子証明書やパソコンに接続するカードリーダーなどが揃っていれば、インターネットで申告まで行うことができます（e-Tax）。
インターネットが苦手という人だっ
て、決して億劫がる必要はありません。最寄りの税務署で申告用紙（給与所得者の場合は申告書A）をも
らってきて記入例に沿って書き込んでい
きます。税額の計算など、分からない欄があれば空けておき、
税務署に提出する際、教えてもらいながら書けばよいので心配
いりません。

少しの間で税金が戻ってくるのだから、見逃す手はないと思いませんか。
「寄附」は、税の使いみちを自分で決めること

確定申告で所得控除できるケースのほとんどは、やむを得ない支出があった場合にそれに見合う収入を課税所得から差し引くことで税を軽減してくれるものですが、寄附金控除については違った見方をすることができます。すなわち、この制度は、自分でお金の使いみち（寄附する相手）を考えて寄附を行うことで税金が戻ってくるというものです。社会への貢献という面が重視されているのです。
豪華な返礼品で話題となることも多い「ふるさと納税」ですが、熊本地震のあった熊本県へのふるさと納税の額が、地震発生後1カ月間で、前年度1年間の24倍を超える約22億8千万円に達し、返礼不要とする寄附者も多
かったそうです。
こうした有意義なお金の使いみちを考えるきっかけとしても、寄附金控除を考えてみてください。